

令和 5 年 6 月 27 日

学校体育施設等開放事業運営委員会 委員長 様
各利用団体の代表者 様

東大阪市教育委員会社会教育部
青少年教育課長

熱中症等の注意喚起について（通知）

平素より本市社会教育行政にご理解ご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

熱中症予防、活動時の熱中症事故の防止につきましては、日頃より各利用団体において注意をいただいていることと存じますが、十分な対策を行っていても熱中症による事故が増えてくる時期になります。各団体の方に下記の内容の周知をお願いいたします。

記

- 1 活動する場所での暑さ指数（WBGT）が31℃以上になった時点で活動を中止する。
※小中学生が主体の利用団体の場合は、暑さ指数が28℃以上になった時点で活動を一旦見合わせることを含め、子どもたちを注意深く見守る等必要な対応をとってください。
- 2 利用施設に設置されているAED（自動体外式除細動器）の場所を確認し、緊急時にはすぐに使用できるようにしておく。

参考資料：

- ・環境省「熱中症予防情報サイト ～全国の暑さ指数(WBGT値)の情報提供～」

https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php



- ・厚生労働省「熱中症予防のための情報・資料サイト」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/



- ・総務省消防庁「AEDの基本的な使い方」

https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/01futsu/05shinpai/01_05_11.html



【問い合わせ先】

東大阪市教育委員会 社会教育部 青少年教育課

担当 高橋・安井

電話：06-4309-3281 Fax：06-4309-3835

MAIL：seishonen@city.higashiosaka.lg.jp